平成２６年（フ）第４８９号
熊本市南区八分字町2915番地　サンハイツ106、前住所熊本市南区川尻４丁目13番32号
債務者　友添　和義（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻上　友男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６５号
京都市伏見区竹田七瀬川町29番地２　深草サニーハイツ505
債務者　埜村　重成
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大脇　美保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
奈良市今小路町８番地の１　キューブ307号
債務者　朝野　充啓
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４３１２号
大阪府八尾市久宝寺６丁目６番43号
債務者　成重　貴康
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７１号
岩手県北上市花園町３丁目４番31号　ハイム花園103号、旧住所岩手県花巻市本館32番地ラシーヌＧ３号
債務者　瀧田信太郎
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第７２号
岩手県北上市川岸４丁目３番４号　菅原住宅６号、旧住所岩手県花巻市西宮野目第６地割302番地４
債務者　高宮　和嘉
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第７３号
岩手県北上市川岸４丁目３番４号　菅原住宅６号、旧住所岩手県花巻市西宮野目第６地割302番地４
債務者　高宮　京子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５２号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字二本木44番地２
債務者　菊池　千草（旧姓安士）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１５２号
群馬県高崎市下中居町494番地４　メゾンＥ＆ＭⅡ104号
債務者　小池　茂行
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１８３号
群馬県安中市原市１丁目３番26号　市営原市団地９－５棟406号
債務者　嶋崎　　直
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２７７号
埼玉県熊谷市戸出316番地３
債務者　森川　忠司
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２３号
石川県輪島市鳳至町上町51番地
債務者　的場　香澄
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第２５号
石川県輪島市河井町14―13　あすなろ作業所内、旧住所石川県輪島市河井町６部35番地55
債務者　小山　周子（旧姓九尾）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第９０号
岐阜県瑞浪市松ヶ瀬町４丁目４番地　スタープル松ヶ瀬Ｂ―202号
債務者　仲根　　億
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第５０号
京都府与謝郡与謝野町字三河内495番地　町営大籔団地60号
債務者　星野　正己
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第５１号
京都府与謝郡与謝野町字三河内495番地　町営大籔団地60号
債務者　星野　高代
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
京都地方裁判所宮津支部